

第56回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

目次

事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
- (P. 1) 事業の経過および成果
- (P. 4) 対処すべき課題
- (P. 5) 財産および損益の状況の推移
- (P. 6) 主要な事業内容
- (P. 6) 主要な事業所
- (P. 7) 従業員の状況
- (P. 7) 主要な借入先
- (P. 7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の現況に関する事項

- (P. 8) 会社の株式に関する事項
 - (P. 9) 会社の新株予約権等に関する事項
- ### 会社役員に関する事項
- (P. 11) 当事業年度中の取締役の異動
 - (P. 11) 責任限定契約の内容の概要
 - (P. 12) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - (P. 13) 社外役員に関する事項
 - (P. 15) 会計監査人に関する事項
 - (P. 16) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結計算書類

- (P. 21) 連結貸借対照表
- (P. 22) 連結損益計算書
- (P. 23) 連結株主資本等変動計算書
- (P. 24) 連結注記表

計算書類

- (P. 38) 貸借対照表
- (P. 39) 損益計算書
- (P. 40) 株主資本等変動計算書
- (P. 41) 個別注記表

監査報告

- (P. 49) 連結計算書類に係る会計監査報告
- (P. 51) 計算書類に係る会計監査報告
- (P. 53) 監査等委員会の監査報告

株式会社 

上記事項の内容につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

企業集団の現況に関する事項

事業の経過および成果

当連結会計年度(2023年2月1日～2024年1月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなかで、各種政策の効果により緩やかに回復しているものの、先行きについては、中国経済の停滞懸念など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇・地政学的リスク・金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

情報サービス産業においては、国内景気の回復が続く中、企業の生産性向上や競争力強化のためDX関連投資は拡大傾向にあり、ビジネス構造改革に向けたシステム刷新やクラウド化対応等、デジタル化のニーズは拡大が見込まれます。特に、ChatGPTを始めとする「生成AI」が急速に普及しており、AIを活用した業務効率化や働き方改革への注目度も高まっています。また、日々高度化するサイバー攻撃に対応するため、サイバーセキュリティ対策の需要は依然として高い傾向にあります。

このような情勢下、当社グループは「サステナブルな社会の実現」と「持続的成長」を目指し、2023年1月期から2025年1月期を対象とした3ヵ年の中期経営計画のもと①「事業力の強化」、②「人材・技術力の強化」、③「経営基盤の強化」を基本方針として事業を推進しました。①「事業力の強化」では、顧客の重点投資領域に沿った提案活動や自社製品サービスの販売強化に取り組み、主力事業^{※1}及び注力事業^{※2}ともに伸長し、利益面では過去最高を更新しました。②「人材・技術力の強化」においては、人事制度改定、採用強化や待遇改善、資格奨励をはじめ教育制度の強化を実施いたしました。③「経営基盤の強化」においては、業績連動報酬制度導入によるガバナンス強化を行い、ISO14001の取得拡大によるESG活動推進など、企業価値向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、主力事業・注力事業ともに主要顧客の重点投資領域に沿ったICT利活用提案が奏功し、売上高は531億2千4百万円、前期比49億1千7百万円(10.2%)の増となりました。利益面においては、増収による増益に加え、自社製品サービスの拡販や生産性向上への継続的な取り組みにより、営業利益は63億6千1百万円、前期比19億8千7百万円(45.4%)の増、経常利益は64億9百万円、前期比19億9千6百万円(45.2%)の増となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利

益は、前年に計上しておりました投資有価証券売却益が剥落した影響により、45億4千1百万円、前期比6億3千7百万円(12.3%)の減となりました。

- ※1 主力事業：当社の収益基盤である受託開発をはじめ、ICTインフラの提供及び運用構築事業、車載開発、組込み開発や検証ビジネス等を、当社を支える安定した事業基盤である主力事業として定義しております。
- ※2 注力事業：①生産・物流ソリューション②モビリティサービス③マイクロソフト連携サービス④マイグレーションサービス⑤セキュリティサービス⑥DXクラウド基盤の6事業を当社の注力事業として定義しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

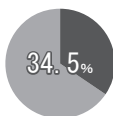
事業セグメント別売上高

期 別 事 業 別	第55期		第56期		前連結会計年度比	
	(2022年度)		(2023年度)			
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	増減額(百万円)	増減率(%)
デ ジ タ ル インダストリー事業	16,834	34.9	18,313	34.5	1,479	8.8
サ ー ビ ス イ ン テ グ レ ー シ ョ ン 事 業	31,372	65.1	34,810	65.5	3,438	11.0
合 計	48,206	100.0	53,124	100.0	4,917	10.2

デジタルインダストリー事業

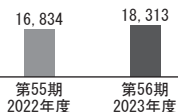
売上高 18,313百万円

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

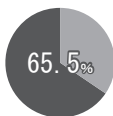


主力事業における中部サービスおよび西日本サービスは、製造業顧客の活発なICT投資を背景に、システム開発が堅調に推移しました。注力事業のモビリティサービスでは、MaaS領域のビッグデータ分析やスマホアプリ開発が好調に推移しました。生産・物流ソリューションにおいては、スマートファクトリー関連は投資抑制の影響もあり前年より減少しましたが、物流ソリューションは好調に推移しました。結果、売上高は183億1千3百万円、前期比14億7千9百万円(8.8%)の増となりました。利益面においては、増収に伴う増益により、営業利益は41億円、前期比2億4千2百万円(6.3%)の増となりました。

サービスインテグレーション事業

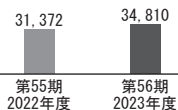
売上高 34,810百万円

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)



主力事業については、運用を含めたICTインフラ構築案件およびシステム開発が好調に推移しました。注力事業のマイクロソフト連携サービスは、Dynamics 365およびPower Platformの商談数が増加、マイグレーションサービスも、DX推進を背景にクラウド化やセキュリティ強化のための需要増加により好調を維持しました。セキュリティサービスにおいては、仕入販売の減少の影響はあったものの、利益面では第2四半期連結会計期間に計上した自社製品の影響により、引き続き好調に推移しました。結果、売上高は348億1千万円、前期比34億3千8百万円(11.0%)の増となりました。利益面においては、増収による増益に加え、自社製品サービスの拡販により、営業利益は66億6百万円、前期比20億3千2百万円(44.4%)の増となりました。

対処すべき課題

当社グループは「ICT技術で未来を創る企業」を目標に、2023年1月期から2025年1月期を対象とした3ヵ年の新中期経営計画を発表し、「事業力の強化」、「人材・技術力の強化」、「経営基盤の強化」を基本方針として、「サステナブルな社会の実現」と「持続的成長」を目指し、事業活動を通じた社会課題・産業課題の解決に取り組み、以下の経営課題に対処してまいります。

① ICT技術やICTサービスの提供とサステナブルな社会実現への貢献

- ・脱炭素社会の実現
- ・労働力不足の補完や解消
- ・サイバーリスク高度化への対応
- ・「2025年の崖」対応
- ・業界や顧客の固有課題の解決
- ・DX実現のサービス開発と提供
- ・生成AIを活用したサービスの創出

② プライム企業に求められる経営の高度化・効率化

- ・ガバナンス強化
- ・事業ポートフォリオの最適化
- ・社員数純増転換とDX人材の育成
- ・ダイバーシティや働き方改革の推進
- ・継続的な品質向上と生産性向上
- ・不採算プロジェクト撲滅施策推進による収益の安定化
- ・社内DXの推進
- ・グループ経営及びグループシナジーの強化

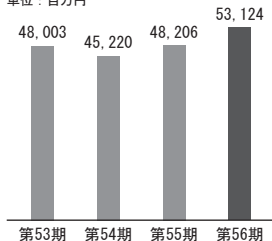
当社は、これら経営課題に着実に対処し、当社グループの持続的成長・発展を通じて、サステナブルな未来創りに取り組んでまいります。

財産および損益の状況の推移

区 分	第53期 2020年度	第54期 2021年度	第55期 2022年度	第56期 2023年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	48,003	45,220	48,206	53,124
経 常 利 益 (百万円)	5,158	4,282	4,413	6,409
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,036	3,039	5,179	4,541
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	115.37	86.85	151.97	135.15
総 資 産 (百万円)	43,789	45,147	46,333	51,391
純 資 産 (百万円)	34,379	35,736	37,379	40,787

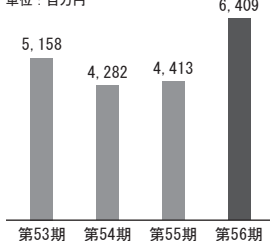
売上高

単位：百万円



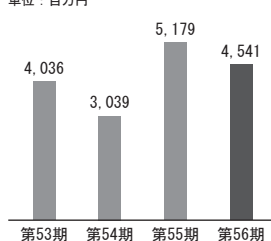
経常利益

単位：百万円



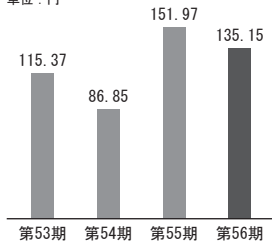
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



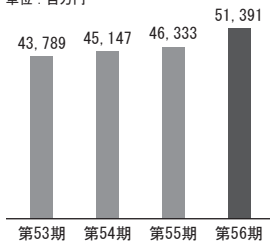
1株当たり当期純利益

単位：円



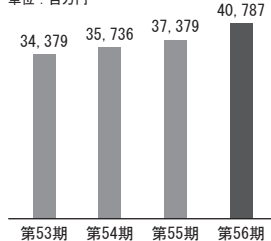
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

区 分	事 業 内 容
デジタルインダストリー事業	製造業のお客様を中心に、業務の効率化や品質の向上、魅力ある製品づくりを支援するICTサービス・製品を提供。
サービスインテグレーション事業	企業・組織の業務改革・改善に必要な、ICTライフサイクル全般を支援。クラウド、セキュリティ含むICTサービス・製品をトータルで提供。

主要な事業所 (2024年1月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 店：神奈川県座間市東原五丁目1番11号

本 社 事 務 所：東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号

イノベーションセンター：品川(東京都港区)

システムラボラトリ：さがみ野(座間市)・宮崎台(川崎市)・大分(杵築市)

事 業 所：名古屋・名古屋第二・大阪・福岡・富山・豊田・都城

② 主要な子会社の本社事務所

フォーサイトシステム(株)(福岡市)

従業員の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計 年度末比増減
デジタルインダストリー事業	757名	減4名
サービスインテグレーション事業	1,307名	増7名
全社(共通)	145名	増11名
合計	2,209名	増14名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,505名	減1名	40.5歳	15.0年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

主要な借入先 (2024年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

[参考]

2024年2月1日付にて、連結子会社である株式会社シーイーシーカスタマサービスと、同じく連結子会社である株式会社イーセクターは、株式会社シーイーシーカスタマサービスを存続会社として吸収合併を実施いたしました。

会社の現況に関する事項

会社の株式に関する事項 (2024年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,600,000株
- (3) 株主数 6,736名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
ミ ツ イ ワ 株 式 会 社	4,447,200株	13.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,987,700株	11.86%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,734,400株	8.13%
岩 崎 宏 達	1,335,100株	3.97%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURGFUNDS/UCITS ASSETS	1,275,000株	3.79%
富 士 通 株 式 会 社	1,240,000株	3.68%
シ ー イ ー シ ー 従 業 員 持 株 会	1,188,700株	3.53%
日 本 フ ォ ー サ イ ト 電 子 株 式 会 社	930,960株	2.76%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	594,200株	1.76%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	575,400株	1.71%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,983,862株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 監査等委員でない取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式の 種類および数	保有 者数	払込金額	行使に際して 出資される財 産の価額	行使期間
2015年度ストック・オプション (2015年5月21日)	15個	普通株式 3,000株 (新株予約権1個 当たり200株)	1名	新株予約権 1個当たり 96,700円	1株当たり1円	2015年6月17日から 2045年6月16日まで
2016年度ストック・オプション (2016年5月19日)	14個	普通株式 2,800株 (新株予約権1個 当たり200株)	1名	新株予約権 1個当たり 120,000円	1株当たり1円	2016年6月17日から 2046年6月16日まで
2017年度ストック・オプション (2017年5月22日)	9個	普通株式 1,800株 (新株予約権1個 当たり200株)	1名	新株予約権 1個当たり 187,000円	1株当たり1円	2017年6月20日から 2047年6月19日まで
2018年度ストック・オプション (2018年5月22日)	8個	普通株式 1,600株 (新株予約権1個 当たり200株)	2名	新株予約権 1個当たり 413,300円	1株当たり1円	2018年6月20日から 2048年6月19日まで
2019年度ストック・オプション (2019年5月22日)	16個	普通株式 1,600株 (新株予約権1個 当たり100株)	2名	新株予約権 1個当たり 216,500円	1株当たり1円	2019年6月19日から 2049年6月18日まで
2020年度ストック・オプション (2020年5月21日)	37個	普通株式 3,700株 (新株予約権1個 当たり100株)	3名	新株予約権 1個当たり 138,000円	1株当たり1円	2020年6月17日から 2050年6月16日まで
2021年度ストック・オプション (2021年5月21日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 当たり100株)	3名	新株予約権 1個当たり 124,700円	1株当たり1円	2021年6月17日から 2051年6月16日まで
2022年度ストック・オプション (2022年5月20日)	64個	普通株式 6,400株 (新株予約権1個当 たり100株)	3名	新株予約権 1個当たり 73,800円	1株当たり1円	2022年6月17日から 2052年6月16日まで

- (注) 1. 本新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。
当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
3. 2018年8月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「目的となる株式の種類および数」は調整されております。
4. 当事業年度にかかる新株予約権につきましては、2024年3月以降に発行決議がなされる予定であります。

② 社外取締役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

- ③ 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2023年4月25日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、新たに監査等委員でない取締役として高木英樹氏、大北敦司氏、酒井靖男氏、高橋静代氏および小杉乃里子氏ならびに監査等委員である取締役として境俊治氏が選任され、就任しました。

② 退任

2023年4月25日開催の第55回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の大石仁史氏、立石博氏、河野十四郎氏および中山眞氏が任期満了により、監査等委員である取締役の吉田浩氏が辞任により退任しました。

③ 当事業年度中の取締役の地位等の異動

氏名	新役職	旧役職	異動年月日
姫野貴	代表取締役社長	取締役	2023年2月1日
藤原学	常務取締役	取締役	2023年2月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、各社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社の一部子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用者であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社および当社の子会社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等を対象外としています。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役高橋静代氏は、(株)ベビーカレンダー社外取締役および飯野海運(株)社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他の関係はありません。

取締役小杉乃里子氏は、ブリティッシュ・スクール・イン東京 ファイナンスディレクターを兼務しております。なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他の関係はありません。

取締役（監査等委員）仲谷栄一郎氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナーを兼務しております。なお、当社と当該法律事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。

取締役（監査等委員）谷口勝則氏は、公認会計士谷口勝則事務所所長および(株)ハピネットの監査役を兼務しております。なお、当社と当該会計事務所および当該法人との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	大 塚 政 彦	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。幅広い経営的視点から、取締役会においても適宜発言を行っており、業務執行に対する監督的役割を果たしております。また、指名委員会では委員長として報酬委員会では委員として、各委員会6回のうち6回に出席し、適宜意見を述べております。
取 締 役	高 橋 静 代	2023年4月25日就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席しております。人的資本等に関して総合的な視点から、取締役会においても適宜発言を行っており、業務執行に対する監督的役割を果たしております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として各委員会6回のうち6回に出席し、適宜意見を述べております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	小 杉 乃 里 子	2023年4月25日就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席しております。国際性・多様性の視点から、取締役会においても適宜発言を行っており、業務執行に対する監督的役割を果たしております。また、指名委員会では委員として、報酬委員会では委員長として各委員会6回のうち6回に出席し、適宜意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	仲 谷 栄 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として各委員会6回のうち6回に出席し、適宜意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	谷 口 勝 則	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として各委員会6回のうち5回に出席し、適宜意見を述べております。

会計監査人に関する事項

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 61,215千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 61,215千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正
を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、シーイーシーグループ企業行動指針の体现者として、法令及び会社の規程類を遵守し、常に社会的良識をもって行動しなければならない。
- ② 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、当社グループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化に努めなければならない。
- ③ 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査方針、監査等委員会規則その他の方針に基づき、取締役の業務執行状況の監査及び必要な調査を行う。
- ④ 監査等委員である取締役は、会社法の定めるところにより取締役会、経営会議その他の取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べることができる。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに、保存する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
 - 4) 稟議書
 - 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 前項各号に定める文書の取り扱いは、文書管理規程の定めるところによる。取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営会議もしくはそれに準ずる機関にリスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行うことでリスクの顕在化防止及び早期発見に努めるとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報管理と緊急体制を整備する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定期に定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項について迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の意思決定を業務執行に迅速かつ的確に反映するとともに、その執行状況の監督強化を図るため、業務執行機能を分離させた執行役員制度を採用し、経営の効率化を図る。
- ③ 取締役会で重要な職務執行の権限を取締役に委任するときは、その委任者と権限の範囲を決定するとともに、合理的な職務分掌、権限規程等を整備し、迅速な業務執行を行う。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① シーイーシーグループ企業行動指針を制定し、企業活動の根本理念を明確にするとともに、従業員向けには、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定め、各人に配布する。
- ② 従業員は、法令及び会社の規程類あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、内部通報窓口に速やかに通報しなければならない。
- ③ 内部監査部門等は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手續きと内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① シーイーシーグループ企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- ② 当社は、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を定め、事業の総括的な管理を行う。
- ③ 当社は、当社グループ全体の業務の適正を確保するため、子会社に対してその事業規模、業務形態を考慮し、可能かつ適切な範囲で規程の制定又は当社規程を準用するよう指導、援助する。
- ④ 当社は、子会社の重要な意思決定事項について、事前に当社取締役会で審議するほか、その他必要な情報について随時報告を求めるものとする。

- (7) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、内部監査部門等の要員に対し、必要に応じ監査業務の補助を命令することができる。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ② 監査業務の補助を行う者は、その命令の範囲において取締役の指揮を外れる。
 - ③ 監査業務の補助を行った者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査等委員会の同意を得なければならない。
- (8) 当社グループの取締役、監査役及び従業員が当社の監査等委員会へ報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役、監査役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款違反行為を発見した場合、直接又は間接的に当社の監査等委員会へ速やかに報告しなければならない。なお、当社の監査等委員会は、必要に応じてこれらの者から報告を求めることができる。
 - ② 当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しなければならない。
- (9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を行った場合、当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、必要に応じ、当社グループの取締役、監査役及び従業員に対しヒアリングを実施し、また報告を求めることができる。
 - ② 監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人及び内部監査部門等とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ③ 独立社外取締役間の会合を開き、監査等委員である取締役とそれ以外の社外取締役との間で情報交換を行う。

(11) 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制

- ① シーイーシーグループ企業行動指針の定めに従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、不当な要求は拒絶し、資金提供を行わない。
- ② 平素より警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努め、社内教育等により周知徹底を図り、組織的に反社会的勢力を排除できる体制を構築する。
- ③ 法令等に基づき、取引相手が反社会的勢力でないことを確認するとともに、反社会的勢力であると判明した場合、契約を解除できる条項を設けるなどして、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

(12) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 「シーイーシーグループ企業行動指針」、「シーイーシーグループ社員行動基準」、その他「情報セキュリティガイドライン」等を掲載した小冊子を作成し、当社グループの全役職員へ配付しております。
- (2) 経営会議の開催を月次から週次とし、業務執行のスピードを速めるとともに、取締役会にて四半期ごとに業績の分析・講じた対策・評価に関する振り返りを実施することで、取締役会の監督機能に重点を置いた実効性向上を推進いたしました。
- (3) 経営会議を週次開催にしたことにより、リスク情報の早期収集と対応決定を迅速に行い、特に重要なものについて取締役会で決議または報告できる体制といたしました。
- (4) 監査等委員会にて決議された監査方針、監査計画に基づき、重要会議への出席、取締役（代表取締役を含む）および使用人の職務状況インタビューによる取締役の業務執行状況を監査したほか、内部監査部門の内部監査報告の聴取、重要書類監査、事業所および子会社調査等を行いました。
- (5) 当社グループの全役職員を対象として、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図り、「シーイーシーグループ企業行動指針」、「シーイーシーグループ社員行動基準」の浸透に資する題材を用いたコンプライアンス教育を実施いたしました。
- (6) 内部通報窓口として社内に「なんでも相談室」、社外に「企業倫理ホットライン」を設置しており、当事業年度においては計26件の通報・相談又は問合せがありました。内部通報窓口は、毎月月初に制度および利用方法を社内イントラネット上に周知しているほか、コンプライアンス教育を通じて活用を促しております。
- (7) 当社子会社に対しては、各子会社で「グループ会社連携規程」を定めており、子会社の重要事項等は事前に当社の決定または報告を経て実行しております。また、当社「関係会社管理規程」に基づき、関係会社連絡会を毎月1回開催しており、月次の業績や諸課題について子会社と情報交換・協議するなど、グループ経営の管理・監督機能強化に努めております。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,005,535	流動負債	9,006,316
現金及び預金	26,714,532	買掛金	2,211,551
受取手形、売掛金及び契約資産	10,343,099	短期借入金	350,000
商 品	319,019	1年内返済予定の長期借入金	13,800
仕 掛 品	531,948	未払法人税等	795,357
未 収 入 金	30,346	賞与引当金	716,224
そ の 他	1,075,983	受注損失引当金	2,835
貸倒引当金	△9,394	資産除去債務	1,900
固定資産	12,385,544	そ の 他	4,914,647
有形固定資産	7,438,487	固定負債	1,597,558
建物及び構築物	4,561,882	長期未払金	22,120
土 地	2,004,644	繰延税金負債	53,118
そ の 他	871,959	役員退職慰労引当金	15,050
無形固定資産	239,307	退職給付に係る負債	111,131
ソフトウェア	156,897	資産除去債務	1,396,138
ソフトウェア仮勘定	43,149	負債合計	10,603,874
そ の 他	39,259	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,707,750	株主資本	39,997,076
投資有価証券	1,600,258	資 本 金	6,586,000
繰延税金資産	178,076	資本剰余金	6,737,978
退職給付に係る資産	1,566,339	利益剰余金	30,135,872
そ の 他	1,374,986	自 己 株 式	△3,462,774
貸倒引当金	△11,909	その他の包括利益累計額	763,727
資産合計	51,391,080	その他有価証券評価差額金	455,482
		為替換算調整勘定	12,611
		退職給付に係る調整累計額	295,633
		新株予約権	26,401
		純資産合計	40,787,205
		負債・純資産合計	51,391,080

連結損益計算書

(2023年2月1日から)
(2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		53,124,026
売 上 原 価		39,027,874
売 上 総 利 益		14,096,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,734,324
営 業 利 益		6,361,827
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	975	
受 取 配 当 金	24,076	
保 険 配 当 金	7,953	
雑 収 益	21,581	54,587
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,416	
為 替 差 損	3,761	
雑 損 失	712	6,890
経 常 利 益		6,409,524
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,957	15,957
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,393,567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,340,136	
法 人 税 等 調 整 額	511,802	1,851,938
当 期 純 利 益		4,541,628
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,541,628

連結株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,586,000	6,733,706	27,105,988	△3,505,438	36,920,256
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,511,744		△1,511,744
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,541,628		4,541,628
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		4,271	－	42,667	46,939
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	4,271	3,029,884	42,664	3,076,820
当 期 末 残 高	6,586,000	6,737,978	30,135,872	△3,462,774	39,997,076

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 換 算 累 計	退 職 給 付 に 係 る 整 理 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	371,132	7,138	10,713	388,983	70,431	37,379,671
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,511,744
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,541,628
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						46,939
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	84,349	5,473	284,920	374,743	△44,030	330,712
当 期 変 動 額 合 計	84,349	5,473	284,920	374,743	△44,030	3,407,533
当 期 末 残 高	455,482	12,611	295,633	763,727	26,401	40,787,205

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

フォーサイトシステム(株)

(株)イーセクター

シーイーシークロスメディア(株)

(株)シーイーシーカスタマサービス

大分シーイーシー(株)

シーイーシー(上海)情報系統有限公司

(株)宮崎太陽農園

(株)コムスタッフ

なお2024年2月1日付にて、株式会社シーイーシーカスタマサービスは同社を存続会社として、株式会社イーセクターを吸収合併いたしました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社8社のうち6社の決算日は連結決算日と一致しております。また、シーイーシー（上海）情報系統有限公司については決算日が12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間で生じた重要な取引については連結上必要な修正を行っております。また、(株)宮崎太陽農園の決算日は7月31日であります。仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- (□) 棚卸資産
 - 商品・貯蔵品
 - 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 仕掛品
 - 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - (イ) 建物及び構築物
 - 定額法
 - (□) その他の有形固定資産
 - 定額法
 - なお、一部の連結子会社は定率法によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - 無形固定資産
 - (イ) ソフトウェア
 - 市場販売目的
 - 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
 - 自社利用目的
 - 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づくアウトソーシング用ソフトウェアについては、当該契約に基づく受取料金（定額制）の期間にわたって均等償却しております。
 - (□) ソフトウェア以外の無形固定資産
 - 定額法
 - 長期前払費用
 - 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a 一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、ICTサービスの提供、保守業務等によるものであります。システム開発業務については、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。保守業務等については、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

b 一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発業務等の期間がごく短い案件のほか、機器等の販売によるものであります。顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

一部の取引において、システム開発業務及び機器等を組み合わせて顧客に提供しており、当該取引における別個の財又はサービスの提供を別個の履行義務として識別し、各履行義務の充足に応じて一定期間にわたって又は一時点で収益を認識しております。

また、当社は、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、財又はサービスのそれぞれが顧客に提供される前に、当該財又はサービスを当社が支配しているかどうかを考慮して本人と代理人の区分の検討を行い、当社が代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に当社が権利を得ると見込む対価の純額を収益として認識しております。

主な支払条件は、履行義務を充足した時点から概ね1年内であり、重要な金融要素は含まれておりません。契約条件に従って履行義務の充足前に顧客から対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

(ハ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(特定のシステム開発業務における受注損失引当金)

1. 当年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金	2,835千円
内、特定のシステム開発業務における受注損失引当金	－千円
(当期繰入額)	18,752千円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客からの依頼に基づくシステム開発案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。

受注損失引当金の算定における重要な見積りは、完成までの工事原価総額であり、このうち、特定のシステム開発案件に係る完成までの工事原価総額の見積りは、顧客との契約条件の充足に係る交渉の状況を踏まえ、開発遅延の発生可能性や解消のための対応策の複雑性等及び前連結会計年度における見積りと実績の差額分析の結果を考慮して見積った工数に基づいています。

当連結会計年度末における引当金についても、合理的であると判断していますが、このような案件固有の状況に基づく工事原価総額の見積りの前提条件の想定外の変更等により追加の引当や戻入が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に計上する金額に影響を与える可能性があります。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の工事実績や原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りを変更しております。見積りの変更による増加額891,596千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産および担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
該当事項はありません。
 - (2) 担保に係る債務
該当事項はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,605,376千円
3. 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額は、建物及び構築物269,354千円、その他5,119千円であり取得価額より減額しております。

【連結損益計算書に関する注記】

売上原価に含まれる棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額1,651千円が売上原価に算入されております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	37,600,000	—	—	37,600,000
自己株式 普通株式	4,032,960	2	49,100	3,983,862

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月25日 定時株主総会	普通株式	671,340	20.00	2023年 1月31日	2023年 4月26日
2023年9月8日 取締役会	普通株式	840,403	25.00	2023年 7月31日	2023年 9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年4月23日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	1,008,484	30.00	2024年 1月31日	2024年 4月24日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (2024年1月31日)
2015年5月21日開催 取締役会決議	普通株式	3,000株
2016年5月19日開催 取締役会決議	普通株式	2,800株
2017年5月22日開催 取締役会決議	普通株式	1,800株
2018年5月22日開催 取締役会決議	普通株式	1,600株
2019年5月22日開催 取締役会決議	普通株式	1,600株
2020年5月21日開催 取締役会決議	普通株式	3,700株
2021年5月21日開催 取締役会決議	普通株式	4,000株
2022年5月21日開催 取締役会決議	普通株式	6,400株

(注) 2018年8月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「目的となる株式の数」は調整されております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況を鑑み、資金運用については流動性、安全性の高い金融機関に対する預金等で行っております。また、資金調達については、金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少のため、リスクは低いと判断しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期間で決済されております。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少のため、リスクは低いと判断しております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

長期未払金は、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退任時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 顧客の信用リスクの管理

営業債権については、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、営業部署から独立した管理部門により、取引先ごとの信用状況を審査し、債権の回収状況、滞留状況を定期的に把握し、回収を確実にする体制をとっております。

(ロ) 発行体の信用リスクおよび市場価格または合理的に算定された実質価格の変動リスクの管理

当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況や時価を把握し、保有状況を定期的に見直すことにより管理しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務および借入金は流動性リスクに晒されておりますが、各社ごとに資金繰り見直しを作成し、経理部門においてグループ内の事業会社各社の資金ニーズを把握し、グループファイナンスにより事業会社間で資金の融通を行い、資金を効率的に使用するとともに、適正な手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定にお

いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	150,000	148,135	△1,865
その他有価証券	1,429,672	1,429,672	—
	1,579,672	1,577,807	△1,865
(2) ゴルフ会員権(※2)	68,578		
貸倒引当金(※3)	(△11,909)		
	56,668	90,150	33,481
資産計	1,636,340	1,667,957	31,616
(1) 長期借入金(※4)	13,800	13,975	175
(2) 長期未払金	22,120	20,553	△1,566
負債計	35,920	34,529	△1,390

(※1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「ゴルフ会員権」は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(※3) 「ゴルフ会員権」に係る「貸倒引当金」を控除しております。

(※4) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※5) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	20,586

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,429,672	—	—	1,429,672
資産計	1,429,672	—	—	1,429,672

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	148,135	—	148,135
ゴルフ会員権	—	90,150	—	90,150
資産計	—	238,285	—	238,285
長期借入金	—	13,975	—	13,975
長期未払金	—	20,553	—	20,553
負債計	—	34,529	—	34,529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

ゴルフ会員権

ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格等によって評価しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

合理的に見積もった支払予定時期に基づき、無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	デジタルインダストリー事業	サービスインテグレーション事業	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	14,142,500	28,453,760	42,596,260
一時点で移転される財又はサービス	4,171,024	6,356,741	10,527,765
顧客との契約から生じる収益	18,313,525	34,810,501	53,124,026
外部顧客への売上高	18,313,525	34,810,501	53,124,026

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (ロ) 重要な収益および費用の計上基準」をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	7,724,662
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,596,040
契約資産 (期首残高)	2,378,914
契約資産 (期末残高)	2,747,059
契約負債 (期首残高)	1,714,921
契約負債 (期末残高)	2,332,167

(※1) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は1,113,631千円であります。

(※2) 契約資産は、主に開発作業の進捗に応じて収益を認識している請負契約の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該財またはサービスに係る対価は、顧客との契約に基づき検収された時点で請求し、主として1ヶ月以内に受領しています。契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受金で、翌連結

会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から受け取る対価に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	12,694,744
1年超3年以内	2,423,221
3年超	636,706
合計	15,754,672

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,212円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円15銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,391,615	流動負債	7,573,603
現金及び預金	20,208,145	買掛金	1,825,978
受取手形、売掛金及び契約資産	8,431,847	短期借入金	350,000
商 品	319,019	未払金	915,851
仕 掛 品	499,467	未払費用	308,430
前払費用	870,462	未払法人税等	545,376
関係会社短期貸付金	35,000	未払消費税等	788,404
未収入金	34,572	契約負債	2,129,613
その他	28,099	前受収益	4,496
貸倒引当金	△35,000	預り金	48,687
固定資産	12,308,317	賞与引当金	557,683
有形固定資産	6,916,834	受注損失引当金	2,835
建 物	4,325,485	資産除去債務	1,900
構 築 物	21,787	そ の 他	94,346
工具器具及び備品	793,968	固定負債	1,340,994
土 地	1,775,593	関係会社事業損失引当金	2,787
無形固定資産	257,250	資産除去債務	1,338,206
ソフトウェア	172,586	負債合計	8,914,598
ソフトウェア仮勘定	51,302	(純資産の部)	
その他	33,361	株主資本	33,300,525
投資その他の資産	5,134,231	資本金	6,586,000
投資有価証券	1,445,258	資本剰余金	6,419,301
関係会社株式	1,717,200	資本準備金	6,415,030
関係会社出資金	12,636	その他資本剰余金	4,271
関係会社長期貸付金	195,000	利益剰余金	23,757,997
長期前払費用	92,800	利益準備金	300,783
敷金及び保証金	1,082,655	その他利益剰余金	23,457,214
繰延税金資産	30,392	別途積立金	5,310,000
前払年金費用	703,987	繰越利益剰余金	18,147,214
その他	49,800	自己株式	△3,462,774
貸倒引当金	△195,499	評価・換算差額等	458,407
資産合計	42,699,932	その他有価証券評価差額金	458,407
		新株予約権	26,401
		純資産合計	33,785,333
		負債・純資産合計	42,699,932

損 益 計 算 書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,715,688
売 上 原 価		29,254,928
売 上 総 利 益		11,460,759
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,471,938
営 業 利 益		4,988,821
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	653	
受 取 配 当 金	576,576	
雑 収 益	22,049	599,279
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,936	
為 替 差 損	1,205	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,600	
雑 損 失	418	17,160
経 常 利 益		5,570,939
特 別 利 益		
関係会社事業損失引当金戻入額	12,167	12,167
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,949	12,949
税 引 前 当 期 純 利 益		5,570,157
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	915,539	
法 人 税 等 調 整 額	493,257	1,408,796
当 期 純 利 益		4,161,360

株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資本 準備	準 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 金	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
当期首残高	6,586,000	6,415,030	—	6,415,030	300,783	5,310,000	—	15,497,598	—	21,108,381
当期変動額										
剰余金の配当								△1,511,744		△1,511,744
当期純利益								4,161,360		4,161,360
自己株式の取得										
自己株式の処分			4,271	4,271						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	4,271	4,271	—	—	—	2,649,616	—	2,649,616
当期末残高	6,586,000	6,415,030	4,271	6,419,301	300,783	5,310,000	—	18,147,214	—	23,757,997

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約	株 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当期首残高	△3,505,438	30,603,972	374,057	374,057	70,431		31,048,461
当期変動額							
剰余金の配当		△1,511,744					△1,511,744
当期純利益		4,161,360					4,161,360
自己株式の取得	△3	△3					△3
自己株式の処分	42,667	46,939					46,939
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	84,349	84,349	△44,030		40,319
当期変動額合計	42,664	2,696,552	84,349	84,349	△44,030		2,736,872
当期末残高	△3,462,774	33,300,525	458,407	458,407	26,401		33,785,333

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

(イ) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

(イ) 商品・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) 建物及び構築物

定額法

(ロ) その他の有形固定資産

定額法

(2) 無形固定資産

(イ) ソフトウエア

市場販売目的

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用目的

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法。ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づくアウトソーシング用ソフトウェアについては、当該契約に基づく受取料金（定額制）の期間にわたって均等償却しております。

- (ロ) ソフトウェア以外の無形固定資産
定額法

- (3) 長期前払費用
定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用の額の処理年数は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（１０年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産の額が退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるために、債務保証額を含め関係会社に対する投融資額を超えて当社が負担することになる損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a 一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、ICTサービスの提供、保守業務等によるものであります。システム開発業務については、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。保守業務等については、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

b 一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発業務等の期間がごく短い案件のほか、機器等の販売によるものであります。顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

一部の取引において、システム開発業務及び機器等を組み合わせて顧客に提供しており、当該取引における別個の財又はサービスの提供を別個の履行義務として識別し、各履行義務の充足に応じて一定期間にわたって又は一時点で収益を認識しております。

また、当社は、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、財又はサービスのそれぞれが顧客に提供される前に、当該財又はサービスを当社が支配しているかどうかを考慮して本人と代理人の区分の検討を行い、当社が代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に当社が権利を得ると見込む対価の純額を収益として認識しております。

主な支払条件は、履行義務を充足した時点から概ね1年内であり、重要な金融要素は含まれておりません。契約条件に従って履行義務の充足前に顧客から対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

(2) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

特定のシステム開発業務における受注損失引当金

1. 当年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金	2,835千円
内、特定のシステム開発業務における受注損失引当金	－千円
(当期繰入額)	18,752千円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載しております。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の工事実績や原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りを変更しております。見積りの変更による増加額891,596千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,948,083千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務(区分表示されたものを除く)	
短期金銭債権	16,138千円
短期金銭債務	161,794千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 62,476千円

仕入高 1,684,173千円

営業取引以外の取引による取引高 555,547千円

2. 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額
1,651千円が売上原価に算入されております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,032,960	2	49,100	3,983,862

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
資産除去債務	410,340千円
投資有価証券評価損	271,823
賞与引当金	170,762
貸倒引当金	70,579
未払事業税	60,068
ゴルフ会員権評価損	43,858
ソフトウェア	36,339
未払費用	27,198
少額減価償却資産一括償却	24,525
長期未払金	18,080
その他流動負債	16,101
棚卸資産評価損	6,132
新収益認識影響額	2,497
受注損失引当金	868
関係会社事業損失引当金	853
減価償却超過額	779
その他	665
繰延税金資産小計	1,161,474
評価性引当額	△395,143
繰延税金資産合計	766,330
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△318,064
前払年金費用	△215,560
その他有価証券評価差額金	△202,312
繰延税金負債合計	△735,938
繰延税金資産の純額	30,392

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	ミツイフ㈱	東京都渋谷区	409,000	コンピュータシステム、通信機器および情報機器の販売と保守サービス	(被所有) 直接 13.2%	情報システムサービスの受託、事務所の賃貸、商品仕入れおよび修繕作業等	デジタルインダストリー事業の受託※1	58,727	売掛金	290
							サービスインテグレーション事業の受託※1	266,739	売掛金	31,615
							仕入※2	98,958	買掛金	64,413
							固定資産の購入※3	70,324	未払金	6,893
							消耗品等の購入※3	92,630		
							事務所の賃貸※4	5,670		
							保守作業※5	21,465	長期前払費用	2,879

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- ※1 デジタルインダストリー事業の受託およびサービスインテグレーション事業の受託の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- ※2 仕入価格およびその他の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- ※3 購入価格およびその他の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- ※4 近隣の取引実勢に基づいて毎期契約により所定金額を決定しております。
- ※5 修繕作業費および保守作業費並びにその他の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大石 仁史	-	-	当社取締役 ※2	(被所有) 0.10%	ストック・オプションの 権利行使	ストック・オプションの 権利行使※1	15,117	-	-
役員	立石 博	-	-	当社取締役 ※3	(被所有) 0.07%	ストック・オプションの 権利行使	ストック・オプションの 権利行使※1	15,494	-	-
役員	河野 十四郎	-	-	当社取締役 ※4	(被所有) 0.10%	ストック・オプションの 権利行使	ストック・オプションの 権利行使※1	17,727	-	-

(注) ※1 取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

※2 大石仁史氏は2023年4月25日に当社取締役を退任しております。

※3 立石博氏は2023年4月25日に当社取締役を退任しております。

※4 河野十四郎氏は2023年4月25日に当社取締役を退任しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等3. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (ロ)重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,004円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 123円83銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月12日

株式会社シーイーシー
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 原 隆 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーイーシーの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーイーシー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月12日

株式会社シーイーシー
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 原 隆 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーイーシーの2023年2月1日から2024年1月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月13日

株式会社シーイーシー 監査等委員会

常勤監査等委員 境 俊 治[㊟]

監査等委員 仲 谷 栄一郎[㊟]

監査等委員 谷 口 勝 則[㊟]

(注) 監査等委員仲谷栄一郎及び谷口勝則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。